

# デジタル化プッシュ事業 実施委託業務 仕様書

## 1 事業名

デジタル化プッシュ事業 実施委託業務

## 2 事業の目的

デジタイゼーションの段階にあるものの、「費用対効果が見えない」、「社内の保守的な雰囲気を変えることができない」といったハードルにより、デジタル化を進めることができない企業を対象に一步前進するための後押しを行う。

その結果、他の企業が参考にしやすい生きた成功事例を創出、横展開することで、県内企業のデジタイゼーションへのレベルアップを図ることを目的とする。

## 3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) デジタル技術導入支援、デジタル化計画の策定
- (3) モデル事例のとりまとめ
- (4) 成果報告の実施

## 4 委託業務

### (1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

### (2) デジタル技術導入支援、デジタル化計画の策定

#### ア 参加企業の募集

##### (ア) 募集対象

- a 愛知県内に本社又は営業所を持つ中小企業
- b あいち産業DX推進コンソーシアム会員の企業
- c 実証結果を公開することについて理解を得られる企業

##### (イ) 事業説明会の開催

参加企業募集及び事業周知のため、事業説明会を開催すること。

- a 開催時期：2026年6月頃
- b 開催形式：原則として現地及びオンライン配信のハイブリッド開催とすること。
- c 実施内容：本事業の概要、過去の導入事例、応募方法等を具体的に説明すること。

#### イ 参加企業の選定

##### (ア) 選定方法

応募企業の中からデジタルツール導入による業務改善がより有用である企業を選定すること。募集方法、選定方法等については、予め県と協議のうえ決定すること。

##### (イ) 対象業務

参加企業が実証する対象業務の種類は以下のとおりとし、実証期間、予算等を考慮した上で、対象業務の範囲、選定件数を決定すること。

- ①生産管理
- ②仕入・在庫管理
- ③販売・顧客管理、バックオフィス（財務会計、人事等）

(ウ) 選定者数

12 件以上の実証プロジェクトが行われるよう参加企業を選定すること。内、8 件以上を製造業とすること。

(エ) 選定基準

参加企業の選定にあたっては、以下の項目を選定基準に含めること。選定基準については、予め県と協議のうえ決定すること。

- a 自社が抱える課題、課題を解決するためのデジタルツールの活用イメージが定まっているか
- b 実証に取り組む体制が構築され、社内で適切に共有されているか
- c 最後まで実証プロジェクトを遂行できる体制が構築できるか

(オ) 選定委員会の開催

応募企業の中から参加企業を選定するために選定委員会を開催すること。選定委員については、予め県と協議のうえ決定すること。

(カ) 選定結果の通知

応募企業に対し、選定結果を通知すること。

選定から外れた企業についても、愛知県を始め、国や市町村等において実施する他のデジタル化支援施策を案内し、連携を促すこと。

ウ 導入支援

(ア) 支援内容

導入支援を開始する前に、改善する業務と導入するデジタルツールにミスマッチが生じないように、参加企業と密に協議すること。

参加企業の組織内で、実証における取組内容が共有されていることを確認すること。

参加企業のデジタル化の目標設定の支援をすること。

参加企業が、導入するデジタルツールを効果的に活用できるよう、定期的な訪問等を行い業務の改善に向けてコンサルティングを行うこと。

改善する業務に付随し新たな課題が生じた場合は、課題の解決に向けて積極的に支援を行うこと。また、導入するデジタルツールによる業務の改善が困難となった場合、デジタルツールの変更を検討すること。

実証期間終了後も参加企業がデジタル化に向けて自走できるよう体制構築を支援すること。

(イ) 導入期間

デジタルツールの導入期間は7 か月程度とすること。

(ウ) 費用

デジタルツール利用に係る費用（クラウドサービス利用料等）は、総額の下限を1,480 万円（税込）、1 件あたりの上限を300 万円（税込）とし、委託費の積算に含めること。

本委託事業終了時点において、デジタルツール利用に係る費用の総額が上記の下限額に達しない場合は、本委託金額よりその分減額する。

受託事業者とデジタルツール提供事業者の契約により、実証期間中のデジタルツール利用に係る費用は受託事業者が負担すること。ただし、事業の実施に必要な場合、参加企業とデジタルツール提供事業者の契約により、参加企業がデジタルツール利用に係る費用を負担し、実証終了後に受託事業者に請求することを認めるが、予め県と協議すること。

## エ デジタル化計画の策定

参加企業毎に、デジタル化に取り組む際の課題について解消するための道筋をまとめた「デジタル化計画」の策定を支援すること。

計画の内容は、人材、資金の確保、デジタル化する業務の拡大等、各社の状況に応じて必要となる内容についてまとめた計画とし、目標時期の設定や具体的な取り組み内容を記載し、実証事業終了後も、参加企業がデジタル化を自社で取り組むことができる内容とすること。

### (3) モデル事例のとりまとめ

#### ア 事業の効果・検証

参加企業における課題、デジタルツール導入の流れ、改善内容、費用、効果等について、デジタルツールの導入事例としてとりまとめること。

費用対効果について、定量面・定性面からアプローチし、他の企業が参考にし易く、訴求力のある内容とすること。

### (4) 成果報告の実施

本事業で得られた成果を広く県内企業に展開するため、県が実施するデジタル化支援事業の合同成果報告会において、成果報告を行うこと。

なお、合同成果報告会は、県が2026年度実施する「デジタルナビゲート事業実施委託業務」の一環として開催する。

#### 【2026年度成果報告会の想定】

ア 開催時期：2027年2月頃

イ 会場：名古屋駅周辺が望ましい

ウ 開催形式：原則として会場開催及びオンライン配信のハイブリット開催

エ 対象者：あいち産業DX推進コンソーシアム会員を中心とした県内企業

## 5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理費：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 6 成果物

- ・事業実施報告書（A4判） 1部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1式
- ・その他県が指示したもの

## 7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課及び県が指定する場所

## 8 その他

- (1) 県と実施した打合せについては議事録を作成し、都度、県へ提出すること。
- (2) 事業実施や事業周知は、県の他事業およびあいち産業DX推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (3) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (5) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (6) 受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。